

令和2年7月17日

ふるさと納税に係る総務大臣の指定

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定に基づき、静岡県小山町をふるさと納税の対象となる団体として指定しましたので、お知らせいたします。

なお、指定対象期間は、令和2年7月23日から同年9月30日までとなります。

（連絡先）自治税務局市町村税課
担当：五月女、阿久津
電話：03-5253-5669（直通）